

【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りではない。

- 12 総務大臣は、第1項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和23年法律第267号）

（地方債の協議の相手方等）

第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第21条

法第5条の4第1項、第3項及び第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第3項の規定にする同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

平成26年度地方債に係る同意又は許可について
(最終協議分)

概 要

- 平成26年度地方債（一般会計債、公営企業債、国の予算等貸付金債）について、地方公共団体からの起債協議等に対し、同意又は許可を行うもの。

(単位:億円)

	協議等額	資金区分				国の予算等 貸付金債
		財政融資	機構資金	市場公募	銀行等引受	
一般会計債	963	406	119	5	433	—
公営企業債	28	3	5	—	20	—
国の予算等 貸付金債	7	—	—	—	—	7
合 計	999	409	124	5	453	7

※四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

- 上記の内訳（主なもの）

- ・学校教育施設等整備事業（379億円）
- ・一般廃棄物処理事業（168億円）
- ・旧合併特例事業（162億円）
- ・災害復旧事業（41億円）
- ・公共事業等（38億円）

同意又は許可の予定日

平成27年3月20日（金）

平成26年度 最終起債協議等額

1 通常収支分

(単位:億円)

	当初分		補正予算分		合計		全体計
	都道府県 指定都市	市区町村	都道府県 指定都市	市区町村	都道府県 指定都市	市区町村	
公共事業等	10	23	4	1	14	24	38
公営住宅建設事業	3	3	-	-	3	3	7
災害復旧事業	15	15	10	1	24	17	41
学校教育施設等整備事業	7	25	18	329	24	355	379
社会福祉施設整備事業	-	1	3	2	3	3	6
一般廃棄物処理事業	-	4	67	97	67	101	168
一般補助施設整備等事業	-	5	2	19	2	23	25
施設整備事業	-	1	-	-	-	1	1
一般事業	7	23	-	2	7	25	32
地域活性化事業	1	0	-	-	1	0	1
防災対策事業	1	1	-	-	1	1	2
地方道路等整備事業	5	10	-	-	5	10	15
旧合併特例事業	1	71	-	90	1	161	162
緊急防災・減災事業	0	36	-	1	0	37	37
辺地対策	-	-	-	1	-	1	1
過疎対策	-	8	-	0	-	8	8
公共用地先行取得等事業	-	1	-	-	-	1	1
行政改革推進債	-	0	-	-	-	0	0
一般会計債	50	227	104	543	154	770	923
水道事業	-	2	-	-	-	2	2
工業用水道事業	1	-	-	-	1	-	1
病院事業・介護サービス事業	-	14	-	1	-	15	15
地域開発事業	-	0	-	-	-	0	0
下水道事業	-	9	-	-	-	9	9
観光その他事業	-	0	-	-	-	0	0
公営企業債	1	26	-	1	1	27	28
退職手当債	-	0	-	-	-	0	0
総計	51	253	104	544	155	797	952
国の予算等貸付金	(6)	-	-	-	(6)	-	(6)

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※2 国の予算等貸付金債の括弧書きは、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成26年度 最終起債協議等額

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

(単位:億円)

	当初分		補正予算分		合計		全体計
	都道府県 指定都市	市区町村	都道府県 指定都市	市区町村	都道府県 指定都市	市区町村	
公営住宅建設事業	-	2	-	-	-	2	2
災害復旧事業	0	-	-	-	0	-	0
一般事業	-	-	-	-	-	-	-
一般会計債	0	2	-	-	0	2	2
下水道事業	-	0	-	-	-	0	0
公営企業債	-	0	-	-	-	0	0
総計	0	2	-	-	0	2	2
国の予算等貸付金	(1)	-	-	-	(1)	-	(1)

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※2 国の予算等貸付金債の括弧書きは、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(2) 全国防災事業

(単位:億円)

	当初分		補正予算分		合計		全体計
	都道府県 指定都市	市区町村	都道府県 指定都市	市区町村	都道府県 指定都市	市区町村	
全国防災事業	6	32	-	-	6	32	38
総計	6	32	-	-	6	32	38

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

3 合計

(単位:億円)

	当初分		補正予算分		合計		全体計
	都道府県 指定都市	市区町村	都道府県 指定都市	市区町村	都道府県 指定都市	市区町村	
通常収支分	51	253	104	544	155	797	952
東日本大震災分	6	34	-	-	6	34	40
復旧・復興事業	0	2	-	-	0	2	2
全国防災事業	6	32	-	-	6	32	38
合計	57	287	104	544	161	831	992
国の予算等貸付金	(7)	-	-	-	(7)	-	(7)

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※2 国の予算等貸付金債の括弧書きは、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

○ 地方債同意等額について(平成26年度最終協議分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (2月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
一般会計債	51,061	16,589	45,934	923	63,447	▲12,385	124.3%
公共事業等	17,427	5,031	13,420	38	18,489	▲1,062	106.1%
公営住宅建設事業	1,133	624	1,040	7	1,671	▲538	147.5%
災害復旧事業	893		1,010	41	1,051	▲158	117.7%
教育・社会福祉施設等整備事業	5,160	1,404	4,598	579	6,580	▲1,420	127.5%
学校教育施設等	1,872	411	2,024	379	2,814	▲942	150.3%
社会福祉施設	457	328	412	6	746	▲289	163.2%
一般廃棄物処理	1,374	234	1,292	168	1,695	▲321	123.3%
一般補助施設等	907	80	545	25	650	257	71.6%
施設(一般財源化分)	550	351	324	1	676	▲126	122.9%
一般単独事業	20,065	9,220	19,503	249	28,972	▲8,907	144.4%
一般	4,373	3,413	4,406	32	7,851	▲3,478	179.5%
うち一般事業		3,413	3,776	32	7,221		
うち第3セクター改革推進債			630		630		
地域活性化	400	179	542	1	722	▲322	180.6%
防災対策	871	292	702	2	995	▲124	114.3%
地方道路等	3,221	2,738	2,038	15	4,790	▲1,569	148.7%
旧合併特例	6,200	1,651	8,139	162	9,952	▲3,752	160.5%
緊急防災・減災事業	5,000	947	3,676	37	4,661	339	93.2%
辺地及び過疎対策事業	4,153	0	4,005	9	4,013	140	96.6%
辺地対策	425		411	1	412	13	96.9%
過疎対策	3,728	0	3,594	8	3,601	127	96.6%
公共用地先行取得等事業	430	310	321	1	632	▲202	147.0%
行政改革推進	1,700		1,967	0	1,967	▲267	115.7%
調整	100		71		71	29	71.2%
公営企業債	24,737	2,643	21,874	28	24,546	191	99.2%
水道事業	4,363	64	4,151	2	4,218	145	96.7%
工業用水道事業	210	61	137	1	199	11	94.8%
交通事業	1,803	427	1,519		1,946	▲143	107.9%
電気事業・ガス事業	228	1	253		254	▲26	111.5%
港湾整備事業	596	95	469		564	32	94.6%
病院事業・介護サービス事業	4,135	473	4,400	15	4,888	▲753	118.2%
市場事業・と畜場事業	1,041	276	248		524	517	50.3%
地域開発事業	1,083	192	892	0	1,083	▲0	100.0%
下水道事業	11,168	1,006	9,754	9	10,769	399	96.4%
観光その他事業	110	49	51	0	100	10	90.8%
(公営企業退職手当債)							—
臨時財政対策債	55,952		55,952		55,952	0	100.0%
退職手当債	800		2,596	0	2,596	▲1,796	324.5%
合計	132,550	19,233	126,355	952	146,540	▲13,989	110.6%
減収補填債(5条分)			17		17		
減収補填債(特例分)			63		63		
総計	132,550	19,233	126,435	952	146,619	▲13,989	110.6%
国の予算等貸付金債	(740)	(0)	(209)	(6)	(215)	(525)	29.1%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注) 国の予算等貸付金債の括弧書きは、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

(単位: 億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (2月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
一般会計債	497		387	2	389	108	78.3%
公営住宅建設事業	440		347	2	350	90	79.5%
災害復旧事業	42		36	0	36	6	85.3%
一般事業	15		4		4	11	23.7%
公営企業債	31		11	0	11	20	36.7%
水道事業	2		1		1	1	60.0%
病院事業・介護サービス事業	5					5	—
市場事業・と畜場事業	4		0		0	4	6.8%
下水道事業	20		10	0	10	10	49.6%
被災施設借換債	15		3		3	12	22.9%
総計	543		401	2	404	139	74.4%
国の予算等貸付金債	(30)	(0)	(11)	(1)	(13)	(17)	41.7%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注) 国の予算等貸付金債の括弧書きは、災害援護資金貸付金であり、国の予算に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(2) 全国防災事業

(単位: 億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (2月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
一般会計債	983		867	38	905	78	92.1%
全国防災事業	983		867	38	905	78	92.1%
総計	983		867	38	905	78	92.1%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

3 合計

(単位: 億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (2月分まで) B	既通知額 C	今回通知額 D	合計 E=B+C+D	計画残額 F=A-E	割合 E/A
1 通常収支分	132,550	19,233	126,435	952	146,619	▲13,989	110.6%
2 東日本大震災分	1,526		1,269	40	1,309	217	85.8%
(1) 復旧・復興事業	543		401	2	404	139	74.4%
(2) 全国防災事業	983		867	38	905	78	92.1%
合計	134,076	19,233	127,704	992	147,928	▲13,772	110.3%
国の予算等貸付金債	(770)		(221)	(7)	(228)	(542)	29.6%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

(注) 国の予算等貸付金債の括弧書きは、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。